

平成22年10月 日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋 殿

扶桑町長 江戸 満

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について

みだしの件について、下記のとおり回答します。

記

**★【1】自治体の基本的あり方について**

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答(健康福祉部長)

地方自治の本旨に則り、住民の福祉の増進を図ることを基本にして、限られた財源の中で社会保障施策の充実に向け総合的かつ計画的に実施してまいります。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回答(健康福祉部長)

各種の臨時交付金で継続の必要な事業については、国に対し町村会等を通じ要望をしております。また、市町村独自の施策の継続については、事業の有効性、財政状況等総合的に判断してまいります。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

回答(健康福祉部長)

税滞納世帯等への行政サービス制限条例の導入は、考えておりません。

**【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。****1. 安心できる介護保障について****(1)介護保険について**

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答(介護健康課)

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。

住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮については、平成21年度より前年度よりの激変緩和措置に代えて、負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階を7段階から9段階とし、軽減拡大の対応をしております。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答(介護健康課)

利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めています。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、

事業所にその内容を徹底してください。

回答(介護健康課)

平成22年4月28日付け厚労省通知のとおり、適切なケアマネジメントを行った上で、院内スタッフ等による対応が難しい場合で利用者が介助を必要とする心身の状態であることを要件として院内介助対応ができることを事業者に対し周知徹底するよう指導に努めます。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答(介護健康課)

特養老人ホームの待機者解消や介護サービス量等動向も十分検討し、地域密着サービスを重点に、現第4次高齢者保健福祉総合計画内での整備にむけ反映していきたいと考えています。

基盤整備にかかる事業者に対する助成制度については、現在のところ考えておりません。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答(介護健康課)

県等関係機関の指導協力のもとに、介護労働者の処遇等が適正に実施されるよう指導等してまいりたいと考えています。

## (2)高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答(介護健康課)

配食サービスは、月曜から土曜日の週6回(夕食)実施しています。

また、盆休み・年末年始も実施しており、声かけ等しながら高齢者の見守り等十分配慮しております。助成や自己負担額引下げについては考えていません。(参考 社会福祉協議会において、一人暮らし老人、高齢者世帯等を対象に、ボランティアによる会食、配食サービスを実施しています。)

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答(介護健康課)

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦などへの安否確認は、緊急通報システムの設置事業により対応しております。

買い物などの多様な生活支援については、特定(虚弱)高齢者の方は、介護保険要支援対象者に準じ、ホームヘルプ事業により対応しております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答(介護健康課)

高齢者や障害者などの日常生活活動支援のため、タクシー料金の助成を行っています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答(介護健康課)

当町では、閉じこもり予防のために地域主体の宅老事業を推進しております。現在、9か所で宅老を実施しており、開設当初については、宅老スタッフを軌道にのるまで定期的に派遣しております。助成金については考えておりません。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回答(介護健康課)

高齢者住宅の公営整備については、考えておりませんが、持ち家の高齢者の方を対象に介護認定者、特定高齢者には住宅改修費支給、住宅改善事業費助成事業があり住み慣れた住まいのなかで住宅環境が向上するよう対応に努めております。

### ★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答(介護健康課)

介護度1～3を障害者(所得税法施行令第10条第1項第7号該当)、介護度4、5を特別障害者(所得税法施行令第10条第2項第6号該当)と位置付け、個別に意見書、調査票から判断し、全員を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答(介護健康課)

すべての要介護認定者に、「障害者認定書」を発行しています。

### 2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答(住民課)

後期高齢者医療制度は平成24年度末で廃止することとされ、現在、「高齢者医療制度改革会議」において、新たな後期高齢者医療制度の検討がされています。国による議論が進められているところであり、様子を見守りたいと考えています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答(住民課)

発行していません。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答(住民課)

県の制度に沿って実施しており、県が障害者医療費助成を適用するように変更した場合には同様に適用したいと考えています。

### 3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答(住民課)

現状の小学校6年生までの実施を維持していきたいと考えています。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

回答(介護健康課)

妊婦健診についての町の助成については、考えておりませんが、助成の拡大、恒久措置となるよう国に対し、機会をとらえ要望したいと考えています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

回答(学校教育課)

- ・就学援助制度については、国の基準に準じている。
- ・給付窓口は、学校・町窓口のどちらでも受け付けております。
- ・民生委員の証明は、行っておりません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回答(学校教育課)

学校給食法第11条の規定に基づき、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担でお願いします。

### 4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

回答(住民課)

国民健康保険の安定した運営を図るため、広域化を検討していただきたいと考えています。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答(住民課)

現状の一般会計からの繰入額は、減額とにならないように努力していきたいと考えています。保険料の引下げは昨年度実施しており、医療費などの動向も勘案しながら3年程度は収支状況の推移を見守り、状況に応じた対応を検討します。低所得世帯の保険料減額制度については、見直しを検討しています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回答(住民課)

現状どおり、すべての被保険者を均等割の対象とさせていただきたいと考えます。一般会計による減免の予定はありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答(住民課)

保険税の減免制度だけではなく、国保全体の運営を考えていく中で、個別施策の優先順位を考慮しながら、より良い制度にしたいと考えています。

ただし、ケースワーカーがおらず、限られた人数の国保担当職員で運営している本町の体制においては、対象世帯の状況を適切に把握することが困難であり、「生活保護基準額をベースとした減免」が現実に可能かどうかも含め、他市町の実態把握なども実施しながら、検討していきたいと考えています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答(住民課)

保険税の減免制度だけではなく、国保全体の運営を考えていく中で、個別施策の優先順位を考慮しながらより良い制度にしたいと考えています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答(住民課)

資格証明書の発行はしていません。

18歳年度末までの子どもについては、全員に保険証を交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回答(住民課)

給付の制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答(住民課)

納税相談等により、納付計画に従って納付されている世帯については、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答(住民課)

現年度分については、生活実態を無視した保険税の徴収や差押えなどは実施していません。また、無保険者の調査は困難であると考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回答(住民課)

一部負担金の減免については、本年9月に示された国のガイドラインも踏まえ、在り方を検討していきます。

ただし、ケースワーカーがおらず、限られた人数の国保担当職員で運営している本町の体制においては、対象世帯の状況を適切に把握することが困難であり、「生活保護基準額を

ベースとした減免」が現実に可能かどうかも含め、他市町の実態把握なども実施しながら、検討していきたいと考えています。

## 5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

回答(福祉児童課)

現在、児童デイサービス利用者に対して利用料の軽減措置を行っている。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

回答(福祉児童課)

国の基準に従い実施する。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

回答(福祉児童課)

国の基準に従い実施する。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

回答(福祉児童課)

国の基準に従い実施する。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

回答(福祉児童課)

国の基準に従い実施する。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

回答(福祉児童課)

障害程度区分等については、国の基準に従い実施する。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

回答(福祉児童課)

事業所に働きかける。

## 6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答(介護健康課・住民課)

・がん検診については、個別医療機関委託方式(7月から1月末(女性がんは、3月末))・集団方式(5月から3月)で一部負担(女性がん節目対象は、無料)をお願いしております。

歯周疾患検診については、節目検診として無料で通年実施しています。

・特定健診については、医師会管内市町で一部負担金1,000円と取り決められています。

・健診案内や保健指導の年度内実施を考慮すると、通年実施は困難と考えます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

回答(介護健康課)

現在、40歳未満の住民を対象に一部負担が伴いますが、さわやか健診、胸部レントゲン検診、子宮がん検診（節目対象はクーポン券無料助成は除く）などの健診事業を行っております。

## 7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

回答(介護健康課)

国の検討状況、近隣市町の動向を踏まえながら検討していきたいと思っております。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

回答(介護健康課)

機会をとらえ、要望したいと考えています。

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答(福祉児童課)

現在も適切に対応している。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

回答(福祉児童課)

現在は、嘱託員が対応している。今後も、継続する。  
職員

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

回答(住民課)

現在国による議論が進められているところであり、様子を見守りたいと考えています。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

回答(住民課)

後期高齢者医療制度は平成24年度末で廃止することとされ、現在、「高齢者医療制度改革会議」において、新たな後期高齢者医療制度の検討がされています。国による議論が進められているところであり、様子を見守りたいと考えています。

国庫負担の増額については、機会があれば要望したいと考えています。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

回答(介護健康課)

機会があれば、要望したいと考えています。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

回答(住民課・介護健康課)

- ・子育て支援全体のあり方について国による議論が進められているところであり、様子を見守りたいと考えています。
- ・妊婦健診の補助金の拡充、恒久措置については、機会をとらえ要望したいと考えます。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

回答(政策調整課)

消費税の引き上げについては、民主党政権は4年間引き上げることはないが税制全体の中で考えなければいけないとの見解を示している。

一方、人口減少・少子高齢化が進む中、社会保障費は増大するばかりであり、その財源を安定的にどのようにして確保するかが課題であり財政の健全化と併せ税制の見直しは必要となってくると思っている。

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

回答(介護健康課)

地域医療の充実を図るよう機会があれば要望したいと考えています。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

回答(福祉児童課)

国の基準等に従い実施する。

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

回答(介護健康課)

定期予防接種となるよう機会をとらえ要望したいと考えています。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答(住民課)

医療制度全般の将来的な安定運営を図るため、少子高齢者社会の急速な進展などの社会情勢を考慮し、県としての判断をしたものと考えており、本町として意見書を提出することは考えていません。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答(住民課)

機会があれば要望したいと考えています。

③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

回答(住民課)

広域連合から、昨年7月に要望書を提出しています。



④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

回答(住民課)

機会があれば要望したいと考えています。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

回答(住民課)

機会があれば要望したいと考えています。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

回答(住民課)

精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者に対し、一般疾病も対象にした医療費助成を今年度1月から実施していきます。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

回答(福祉児童課)

自立支援給付については、原則として国の基準どおり進める。地域生活支援事業については、現在の軽減制度を継続する。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

回答(住民課)

広域連合から、昨年7月に要望書を提出しています。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

回答(住民課)

各広域連合独自の減免制度にするのではなく、国の責任において全国一律の措置として定められるべきものと考えます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

回答(住民課)

発行していません。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

回答(住民課)

現委員の任期が、まだ約1年残っており、現時点では次期委員の選考方法等については検討していないと聞いています。